

読賣新聞

2018年(平成30年)

8月16日 木曜日 朝刊11面 解説

論点

受動喫煙という児童虐待



齋藤 麗子氏

日本禁煙推進医師歯科医師連盟
会長。十文字学園女子大学健康管
理センター長。小児科専門医。医
学博士。69歳。

子どもへの虐待が重大な社会問題になっている。現在の虐待の定義は「身体的虐待」「育児放棄(ネグレクト)」「心理的虐待」「性的虐待」の4分類だ。

私は虐待の5番目の定義として、子どもの周囲での喫煙を加えたい。受動喫煙は、外傷(身体的虐待)を直接与えるものではない。しかし、子どもの健康や命、発育を脅かすという

意味で、虐待そのものと言
って良いのではないだろう
か。

厚生労働省の検討会がま
とめた「喫煙と健康」(通
称・たばこ白書)によると、
子どもへの受動喫煙の健康
被害として、ぜんそくなど

の呼吸器疾患、中耳炎、う
歯のほか、乳幼児突然死症
候群(SIDS)との関係
が指摘されている。

室内や自動車内の狭い空
間では、受動喫煙の悪影響
はさらに大きい。子どもが
逃げるができない状況

でもある。

東京都は今年4月、子ども
も受動喫煙から守る条例
を全国に先駆けて施行し
た。家庭内の子どもと同室
の空間や子どもが同乗する
自動車などでの喫煙を規制
するもので、努力義務とは
いえ画期的なことだ。

筆者は昨年10月から12月
にかけ、学生や医療関係者、
一般市民向けの講演の機会
を利用して、子どもの受動
喫煙に関する意識調査を行
った。無記名で約600人、

の回答を得た。

子どもを受動喫煙から守
る条例による規制について
「必要」と思う人が7割近
くを占めた。「換気扇の下
やベランダなら認める」「不
要」と回答したのはどちら
も1割未満だった。

家庭内や自家用車内の喫
煙を「虐待である」とする
答えは全体では半数ほどだ
ったが、医師・歯科医師で
は7割だったのに対し、一
般の社会人や学生では4割
強と差もみられた。

たとえ罰則がなくとも、
虐待という認識を広く社会
に広めることが、子どもに
関わる者の役割と思える。

日本小児学会など4団体
でつくる日本小児医療保健
協議会「子どもをたばこの
害から守る合同委員会」は、
子どものいる室内や自動車
内での喫煙は虐待であるこ
とを訴える2種類のポスタ
ーを作成した。小児科関連
の学会やセミナーで配布し
ているほか、日本小児保健
協会のホームページからも
ダウンロードできる。

最近では、煙の出ない加熱
式たばこは害がないという
誤った考えで、子どもの周
囲で使用する保護者がある
と聞く。しかし、加熱式た
ばこもれっきとした「たば
こ」であり、受動喫煙によ

る影響はまだよく分かって
いない。影響が不明なもの
を使うべきではない。

たばこは、子どもの誤飲
事故で最も多い原因だ。加
熱式たばこは、葉の部分が
詰め込まれて小さいため子
どもが誤ってのみこみやす
い。国民生活センターなど
によると、加熱式たばこの
誤飲事故が近年多発してい
るという。

東京都で6月に成立した
受動喫煙防止条例は、飲食
店の8割以上を原則屋内禁
煙とした。子どもの受動喫
煙は虐待であるという認識
をもって、他の自治体も対
策に取り組んでほしい。